建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月31日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アタカ大機株式会社　小川　泰雄　大阪府大阪市此花区西九条５―３―28　国土交通大臣許可（般特―24）第1906号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、建具工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月31日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本橋梁株式会社　坂下　清信　大阪府大阪市西区江戸堀１―９―１　国土交通大臣許可（特―23）第73号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月31日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　近畿日化サービス株式会社　杉本　由夫　大阪府東大阪市中新開２―５―７　国土交通大臣許可（般―23）第19523号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月31日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社道下工務店　道下　雅昭　京都府福知山市荒河東町17　国土交通大臣許可（般―24）第24717号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月１日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アジア建設工業株式会社　阿賀　多門　大阪府大阪市港区築港２―８―29　国土交通大臣許可（般特―24）第11534号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤岡組　森　實　俊一　大阪府堺市堺区北丸保園２―４　国土交通大臣許可（特―22）第13740号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月11日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オルガノ関西株式会社　下畑　昌樹　大阪府吹田市江の木町１―６　国土交通大臣許可（特―23）第15331号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月16日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菱備基礎　破産管財人　新村　　守　大阪府豊中市長興寺北３―２―６　カノン緑地２Ｆ　国土交通大臣許可（般―23）第9635号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。